

J A M 政策NEWS

2020年5月19日 第2020-18号

【発行】 J A M

【発行責任者】 中井寛哉

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

※アドレスが変わりました。

雇用調整助成金関連

1人当たりの日額の上限引き上げへ

～休業協定での休業手当の支給率100%をめざそう～

安倍首相は、参議院予算委員会（5月11日）で、新型コロナウイルス対策をめぐり、雇用調整助成金の上限額を現行の日額8,330円から15,000円程度を念頭に引き上げる方向で検討する考えを明らかにしました。

JAMが厚生労働省に問い合わせたところ、上限額の引き上げが国会を通過するのは6月上

旬頃になる予定で、その際は、確定した金額（15,000円程度）に遡って適用される見通しです。

なお、休業協定書で設定した休業手当の支給率（補償率）が重要になりますので、可能な限り、休業手当支給率100%の設定をめざすようお願いします。

オンライン申請の受付が開始されます

～小規模事業主向けの申請手続きが簡略化へ～

5月20日（水）12:00から雇用調整助成金のオンライン受付が開始となります。また、小規模事業主の方も利用しやすくするために、小規模事業主の申請手続きが簡略化されました。

その他、雇用調整助成金の申請手続きが簡素化

についての具体的な内容が発表されていますが、詳細については厚生労働省に確認中です。分かり次第、お知らせします。

小規模事業主向けのマニュアルを添付していますので、ご参考にしてください。

今回の簡素化される主な事項

1. 雇用調整助成金のオンライン申請開始について

これまでは、窓口へ持参するか郵送しなければなりませんでした。オンラインでの申請受付が開始されます（5月20日（水）12:00より）。ホームページは以下の通りです。

申請にはメールアドレスとショートメールが受け取れる携帯電話が必要になりますので、ご準備いただき、ホームページへアクセスしてください。

【オンライン申請のページ】 <https://kochokin.helplowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

2. 小規模事業主の申請手続きの簡略化について

雇用調整助成金の支給申請に当たっては、従業員1人当たりの平均賃金額を用いて助成額を算定していましたが、小規模の事業主（概ね従業員20人以下）については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定（※）できるようになりました。★添付資料：申請マニュアルも参照願います。

※助成額 = 「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

【厚労省：報道関係資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030_00001.html